



# 消防だより 119

## 春の全道火災 予防運動

4月20日(水)から30日(土)までの11日間にわたり、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。この時期は、冬から春へと季節が移り変わることで



空気が乾燥し、火災が特に発生しやすくなります。洞爺湖消防署では期間中、住宅用火災警報器の設置呼び掛けや火災予防広報など、いろいろな行事を予定していますので、より一層のご協力をお願いします。

## 出火原因は

### たき火から

洞爺湖町で発生した過去10年間の火災原因を月別に調べてみ

ますと、約4割が春先に行われた「たき火」(ゴミ焼きの焼却火、農地での枯草焼きなど)によるものです。これらの中には消火の準備を怠ったり、作業の最中にその場を離れ、拡大し火災となったものが多く含まれています。

火入れを行う場合は、まず洞爺湖町役場(環境課)への焼却内容の連絡を行い、消防署へ届出を出し、防火指導を受けてください。

特に一般廃棄物の焼却は関係法令上、一定の例外を除いて焼却を禁止されています。

例外については、国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(農業(霜対策)林業(疫病対策)漁業(流水処理)などを営むためにやむを得ない場合の焼却(宗教上の行事(どんど焼きなど)を行うために必要な廃棄物の焼却(震災等の災害の予防、応急対策または復旧のため)に必要な廃棄物の焼却(一般家

庭が行う「たき火」で軽微なもの(庭の落ち葉などを焼く程度の行為)しかし法令上認められています。周辺地域への迷惑や誤って落ち葉以外の物品が混在して焼却し、ダイオキシンの有害物質を発生させます。例外規定に該当しなくなりますので、極力行わないでください。特に、からの行為が長時間もしくは数日間に及ぶ場合は、環境課への連絡後、消防署へ来庁していただき、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為等」の届出様式を提出し、防火指導を受けてください。

## 林野での注意事項

林野周辺に居住している方や、業務により入山する機会が多い方が火を使う場合は、気象状況、周囲の可燃物の状況に注意する。また、近くに消火用の水を必ず用意し、火から離れないようにするなど十分な管理をする。喫煙は、指定された場所で行い、吸いがらは確実に消す。山菜採りやハイキングなどの目的で入山する方は、タバコの投げ捨てをしないなど、マナーを守る。枯草のある危険な場所では、た

き火をしない 火入れの許可は必ず受ける。(洞爺湖町役場産業課に相談をしてください)

## 農地での注意事項

風の強い日は火入れをしない 近くに消火用の水を必ず用意し、火から離れないようにするなど十分な管理をする 枯草のある危険な場所では、たき火をしない 火入れの許可は必ず受ける(一般家庭から出るゴミの焼却は、禁止されていますので行わないでください)。

## 付いていますか? 住宅用火災警報器!

消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の取付が義務付けられました。平成18年6月1日から設置義務となっている新築住宅を含め、既存の住宅についても、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

設置されていない部屋で、就寝中に火災が発生した場合は火災の発生に気付くのが遅れ、逃げ遅れる可能性があります。住宅用火災警報器を設置していれば、火災の発生を素早く察知し、消防機関への通報と避難行動が

早まることで、命が助かる可能性は高くなります。



## 付いていますか? 住宅用火災警報器

火災による「逃げ遅れ」から命を失うのを、消防法改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

また、住宅用火災警報器に関するご質問や問い合わせ、説明会などのご希望がありましたらお気軽に、洞爺湖消防署(☎76-2119)・温泉分署(☎73-1119)・洞爺分署(☎87-2119)へご連絡をお願いします。

## 統一標語

「消したかな」

あなたを守る

合言葉

fire

平成23年1月1日、2月28日現在  
火災件数 430件  
救急件数 4件